

第1種組合員各位

宮城県医師国民健康保険組合  
理事長 佐々木 悦子

公印省略

## 被保険者証の更新について（お知らせ）

平素 本組合の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在お持ちの被保険者証（以下「保険証」という）は有効期限が2021年9月30日までとなっておりますので、下記のとおり更新を実施いたします。

つきましては、保険証の記載事項に**変更がある方は、各種申請が必要になります**ので、すみやかに各郡市支部（医師会）にてお手続きを行っていただきますようお願いいたします。また、第2種組合員が加入している事業所は、第2種組合員への周知をお願いいたします。

なお、ご不明な点などがございましたら、医師国保組合へご連絡ください。

### 記

#### 1. 保険証の記載事項に**変更がない**場合

更新の保険証は、**令和3年8月頃から事業所またはご自宅あてに**、順次お送りいたします。（手続き不要）

#### 2. 保険証の記載事項に**変更がある**場合

- ① 住所の変更がある場合は、同一住所の世帯全員が記載された住民票（マイナンバーは必要ありません）を添付のうえ、「住所・氏名変更届」をご提出ください。
- ② 同一住所同一世帯の中で、市町村国保にご加入の家族等がいる場合は医師国保組合が優先となりますので、資格取得の届け出が必要になります。その場合は同一住所の世帯全員が記載された住民票（マイナンバーが記載されたもの）を添付の上、「資格取得届」をご提出ください。
- ③ 就職、退職等の場合は、保険証を添付のうえ、すみやかに「資格喪失届」をご提出ください。（**資格喪失後は保険証が使用できません**）

3. ㊦該当の方は、国保法第116条該当届（在学証明証添付）をご提出ください。

4. 第1種組合員Bの先生方につきましては、組合員証の交換はありません。

※ 各種申請手続きは、各郡市支部（医師会）で行ってください。但し、東北大学所属の組合員は医師国保で行ってください。

各種申請書は医師国保組合ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ先

宮城県医師国民健康保険組合  
TEL 022-227-0516